

[事案 24-43] 契約内容変更請求

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料払込満了時の特約前納保険料について、更新型で契約したのは、全期型と更新型で保険料が大幅に相違するとの説明がなかったためであるとし、全期型への取扱い変更を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 6 月に契約した終身保険について、平成 24 年 6 月に主契約の保険料払込満了を迎えた時（65 歳）の疾病特約前納保険料の全期型（80 歳満期）は、同保険料の更新型（10 年満期）よりも払込保険料合計額が約 80 万円安いことが分かった。契約時にはそのような説明がなく、更新型を勧められて契約してしまった。契約時に遡って、全期型で取り扱ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約において、65 歳以降の特約保険料は、更新型より全期型の方が安い、65 歳までの保険料は、更新型の方が安い。そのため、申立人は更新型を選択し、契約を締結してから今日まで、安い保険料で保障を享受してきた。
- (2) 生命保険契約の附合契約の性質上、申立人のみ特別な取扱いをすることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書類の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実により、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 当事者間で一旦有効に成立した契約に、契約当事者が拘束されることは契約法の大原則であり、生命保険契約においても変わるところはない。勿論、契約に要素の錯誤があり無効である場合や、保険会社による欺罔行為があり、詐欺により取り消された場合は例外だが、その趣旨の主張はなされておらず、本件申立ては、一旦有効に成立した本契約の内容の一部変更を保険会社に申し入れるものであるため、保険会社がこれに同意しない以上、認められるものではない。
- (2) 契約締結時から申立人が 65 歳になるまでの保険料総額を見ると、申立人が選択した「更新型」の方が「全期型」よりも 143,970 円安くなっており、申立人は、相対的に低額な保険料による保障を享受してきたことになる。申立人の請求は、この点を度外視している点で一面的であり、法律論を暫く措いても相当ではない。
- (3) 更新後の特約保険料が、更新日現在の被保険者の年齢および保険料で計算されることは「ご契約のしおり 定款・約款」にも規定されており、更新後の特約保険料についての説明義務は履行されている。申立人は、口頭による説明がなされなかったと主張する趣

旨と思われるが、生命保険契約の基本に係るような重要事項については口頭による説明が求められるとしても、更新後の保険料が更新日現在の被保険者の年齢および保険料によって計算されることまで口頭による説明義務があるとは認められない（なお、更新日現在の被保険者の年齢における保険料率は変動するため、予め確定額を呈示することは不可能である）。